

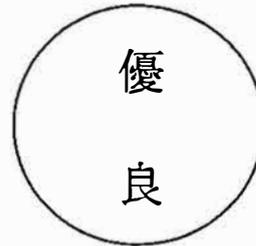
許可番号 05412000192

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏 名 松田産業株式会社

代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙 台 市 長 郡 和 子



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 12 月 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9 年 11 月 28 日

複写禁止

1. 事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

汚泥、廃酸、廃アルカリ（以上、水銀含有ばいじん等を含む。）

積替え又は保管を行う。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積みあげることができる高さ

(裏面に続く)

積替え保管施設

所在地 仙台市宮城野区福田町南一丁目1009番5、1009番13

面積 190.3m²

| 廃棄物の種類 | 保管上限 | 積み上げることができる高さ |
|---|--------------------|---------------|
| 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） | 20.1m ³ | 3.5m |
| 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） | 30.5m ³ | |
| 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） | 30.5m ³ | |
| 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。） | 32.0m ³ | |
| 金属くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。） | 9.2m ³ | |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。） | 9.2m ³ | |
| 汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を含む。） | 6.8m ³ | |
| 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。） | 6.1m ³ | 2.5m |
| 金属くず、廃プラスチック類（リチウムイオンバッテリー） | 14.7m ³ | |
| 金属くず、廃プラスチック類（リチウムイオンバッテリー） | 5.9m ³ | |

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 昭和 63年 11月 29日 新規許可
- 平成 4年 9月 11日 変更許可（廃油及び積替え保管施設の追加）
- 平成 5年 11月 29日 更新許可
- 平成 7年 12月 20日 変更許可（ガラスくず及び陶磁器くずの追加）
- 平成 10年 11月 29日 更新許可
- 平成 15年 11月 29日 更新許可
- 平成 18年 12月 19日 変更許可（木くずの追加）
- 平成 20年 11月 29日 更新許可
- 平成 25年 11月 29日 更新許可
- 平成 27年 3月 10日 変更許可（紙くず、動植物性残さ、がれき類の追加）
- 令和 2年 12月 1日 更新許可
- 令和 2年 12月 11日 積替え保管施設の追加
- 令和 3年 4月 19日 積替え保管施設の一部廃止

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号 05462000192

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏 名 松田産業株式会社

代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙 台 市 長 郡 和 子



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 6 月 3 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9 年 6 月 2 日

複写禁止

1. 事業の範囲

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物
廃水銀等

積替え又は保管を行う。(廃石綿等、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く)

(裏面に続く)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管施設

所在地 仙台市宮城野区福田町南一丁目1009番5、1009番13
面積 129.4m²

| 廃棄物の種類 | 保管上限 | 積み上げることができる高さ |
|--------|--------------------|---------------|
| 汚泥 | 20.1m ³ | 3.5m |
| 廃油 | 10.9m ³ | |
| 廃酸 | 30.5m ³ | |
| 廃アルカリ | 30.5m ³ | |
| 廃水銀等 | 0.6m ³ | 0.9m |

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月 3日 新規許可
 平成 10年 6月 3日 更新許可
 平成 15年 6月 3日 更新許可
 平成 15年 6月 3日 変更許可 (特定有害産業廃棄物の追加)
 平成 16年 9月 17日 変更許可 (廃石綿等の追加)
 平成 20年 6月 3日 更新許可
 平成 25年 6月 3日 更新許可
 平成 26年 3月 3日 変更許可 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリに1,4-ジオキサン³の追加)
 平成 27年 12月 21日 変更許可 (廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の追加)
 平成 29年 7月 3日 変更許可 (廃水銀等の追加)
 令和 2年 6月 3日 更新許可
 令和 2年 12月 11日 積替え保管施設の追加、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の追加 (廃水銀等)
 令和 3年 4月 4日 積替え保管施設の一部廃止

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無